

作成日 2022/02/09
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 グリス ブレーキシム用
会社名 株式会社MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888
整理番号 M220302

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 皮膚感作性 区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(消化器)
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない
か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H371 消化器の障害のおそれ

注意書き 安全対策

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入し
ないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこ
と。(P270)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

応急措置

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用する
こと。(P280)
皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
(P302+P352)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡す
ること。(P308+P311)
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察
／手当てを受けること。(P333+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯を
すること。(P362+P364)

保管 廃棄

施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門
の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
二硫化モリブデン	1.0~5.0%	MoS2	(1)-481	既存	1317-33-5
グラファイト	5.0~10.0%	C	不明	不明	7782-42-5

銅	1.0～5.0%	Cu	不明	不明	7440-50-8
炭酸カルシウム	30.0～40.0%	CaCO3	(1)-122	既存	471-34-1
アセトン	1.0%未満	CH3COCH 3	(2)-542	既存	67-64-1
植物油	40.0～50.0%	不明	不明	不明	不明
ベントナイト	1.0～5.0%	不明	不明	不明	不明

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気の場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水および石鹼で洗い流す。
外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。出来るだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

特定の消火方法

水を消火に用いてはならない。
可燃性のものを周囲から早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
消火活動は風上より行う。

消火を行う者の保護

初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用い
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。
適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。

除去方法

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。
漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。
風上から作業し、風下の人を退避させる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

換気のよい場所で取り扱う。
周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
取扱い場所の近くに緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
 休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んで
 ではない。
 皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう
 適切な保護具を着用する。
 密閉された場所における作業には十分な局所排気
 装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。
 発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。
 屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。
 容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗
 暴な取扱いをしない。
 容器はその都度密栓する。
 直射日光を避ける。
 火気熱源から遠ざける。
 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。
 防湿に留意する。
 長期間の保管を避ける。
 特になし。

注意事項

安全取扱注意事項

保管

適切な保管条件

安全な容器包装材

8. ばく露防止及び保護措置
 設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。
 排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。
 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置
 かれられないような設備とすること。
 屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設
 備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露
 から避けられるような設備とすること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
アセトン	500ppm	200ppm(470mg/m ³)	TWA 250 ppm, STEL 500 ppm
銅	未設定	未設定	TWA 0.2 mg/m ³ , STEL - (Fume, as Cu); TWA 1 mg/m ³ , STEL - (Dusts and mists, as Cu)
二硫化モリブデン	未設定	未設定	TWA 10 mg/m ³ (I), 3 mg/m ³ (R), STEL - (as Mo Metal and insoluble compounds)
炭酸カルシウム	未設定	未設定	未設定
グラファイト	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m ³ 総粉塵 2mg/m ³	TWA 2 mg/m ³ (R), STEL -

保護具

呼吸器の保護具
 手の保護具
 目の保護具
 皮膚及び身体の保護具
 適切な衛生対策

必要に応じて有機ガス用防毒マスクを着用する。
 耐油性手袋
 普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型
 長袖作業服等
 作業中は飲食、喫煙をしない。
 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態
 形状
 色

固体
 ペースト
 黒銅色

臭い
融点／凝固点
沸点又は初留点及び沸点
範囲
可燃性
爆発下限界及び爆発上限 下限
界／可燃限界
上限
引火点
自然発火点
分解温度
pH
動粘性率
溶解度
n-オクタノール／水分配
係数
蒸気圧
密度及び／又は相対密度
相対ガス密度
粒子特性

オイル臭
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性
避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

自己反応性なし
通常の取扱いにおいて安定
データなし
火気、酸化剤との接触
データなし
燃焼等によりCO(一酸化炭素)、NOx(窒素酸化物)、
SOx(硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性 経口

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当
しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分に該当しないから分類できないに変更。

経皮

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当
しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分に該当しないから分類できないに変更。

吸入

(気体)
GHS定義による気体ではない。

(蒸気)
急性毒性推定値が50000ppm超のため区分に該当し
ないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分に該当しないから分類できないに変更。

(粉じん・ミスト)
データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含
有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分に該当しないから分類できないに変更。

眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含
有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分に該当しないから分類できないに変更。

呼吸器感受性

データ不足のため分類できない。

皮膚感受性

区分1Aの成分が5%のため、区分1Aとした。

生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。

発がん性
生殖毒性

データ不足のため分類できない。
(生殖毒性)
危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
※区分2は0.99%含まれる。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)

(生殖毒性・授乳影響)
データ不足のため分類できない。
区分1(消化器)の成分が5%のため、区分2(消化器)とした。

誤えん有害性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報
水生環境有害性 短期(急性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

水生環境有害性 長期(慢性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壤中の移動性
オゾン層への有害性

データなし
データなし
データなし
データなし
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意
残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Liquid Substance
Transported in Bulk
According to
MARPOL 73/78,
Annex II, the IBC
Code

非該当
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質

非該当
消防法の規定に従う。
非該当
非該当

	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	緊急時応急措置指針番号	航空規制情報 なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法		作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
		アセトン(政令番号:17)(5%未満) モリブデン及びその化合物(政令番号:603)(1%-10%) 銅及びその化合物(政令番号:379)(1%-10%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)		非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) モリブデン及びその化合物(政令番号:453)(3.0%)
化審法 消防法 水質汚濁防止法		優先評価化学物質(法第2条第5項) 非危険物 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2)
大気汚染防止法		有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法		危険物(施行令別表第1の4) 有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法		輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の2項 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 水道法		特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法		水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法		疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
16. その他の情報		
参考文献		製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

その他

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。
危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。